最終更新日：2015年12月18日
株式会社フライトホールディングス
代表取締役社長　片山 圭一朗
問合せ先：代表取締役副社長　松本 隆男
証券コード：3753
http://www.flight-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業としての社会的責任の遂行及び株主利益の確保のために、コーポレート・ガバナンスの整備と充実を経営の最重要課題の一つと位置付けております。そのために、企業活動に関わる全ての利害関係者の利益を重視し、経営環境の把握や経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性確保のために経営チェック機能の充実に努めております。

経営の監視の仕組みとしては、経営の重要な意思決定機関及び経営監視機関として取締役会を位置付けており、取締役会は毎月定期的に開催され、経営状況及び計画の進捗状況が遅滞なく把握されております。また、必要に応じて適宜臨時取締役会が招集され、経営上の意思決定及び適切な対応が迅速に行なわれております。

この取締役会及び取締役の業務執行に対し、監査役が常に厳正な監視機能を発揮しており、取締役会への出席に加え、取締役の業務執行に対して適時適正な監査が行なわれております。また監査法人及び内部監査担当者との効果的な連携により会社業務全般にわたり漏れのない監査が実施できる体制となっております。

また、コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス（法令等遵守）につきましては、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス体制」および「企業行動規範・行動指針」を明文化したコンプライアンスマニュアルを全社員に配布し、コンプライアンス経営の周知徹底を推進しております。役員をはじめ全従業員が、法令および社会規範の遵守を意識した行動をとるべく、コンプライアンス経営の維持、向上、推進に努めております。さらに、経営の公平性と透明性を高めるために積極的なIR活動を実施し、株主・投資家等に対する情報開示の充実に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ウェブサイト「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて」にて公表しております。

＜コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて＞
http://www.flight-hd.co.jp/uploaded_files/ir/10450_detail.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
当社は、当社の株主数や株主構成を踏まえて、議決権の電子行使を可能とする環境を整備しております。招集通知の英訳対応につきましては、当社株式の外国人（個人及び法人）の持株比率に留意しつつ検討してまいります。

【原則３－１】
(i)　当社は、当社の企業理念を当社ウェブサイトにて開示するとともに、経営戦略等につきましては、株主総会後の事業説明会や四半期毎に開催する決算説明会にて説明しております。決算説明会資料は、当社ウェブサイトにも掲載しております。
中期経営計画につきましては、現時点では策定・開示しておりません。今後、策定・開示を検討いたします。

(iii)取締役の報酬等につきましては、社内規程等において決定に関する方針・手続きを定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定しております。
なお、報酬を決定するに当たっての方針と具体的な手続の開示につきましては今後検討してまいります。

(v) 社外役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。社内役員候補者の選任理由につきましては、これまで開示しておりませんでしたが、今後は社外役員候補者同様に株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則３－１－２】
当社は、当社の株主数や株主構成を踏まえて、英語での情報開示・提供を整備する考えであり、当社株式の外国人（個人及び法人）の持株比率に留意しつつ検討してまいります。

【補充原則４－１－２】
当社は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識しております。直近においては中期経営計画を開示していませんが、今後開示した際には、その実現に向け最善の努力を払うとともに、中期経営計画の進捗状況について把握・分析を行い、その達成に向けた通期事業計画を策定し、決算説明会等にて株主に対し説明いたします。
業績が通期事業計画に対し乖離した場合には、その原因等を十分に分析・精査のうえ株主に説明するとともに、以降の事業計画に反映し、中期経営計画の達成に向けて努力するようにいたします。

【補充原則４－１－３】
当社は、会社を持続的に成長させ企業価値を向上し続けるために、後継者育成は経営上の重要課題であると考えております。今後、取締役会や経営会議等を通じて後継者の計画を立案して実行し、取締役会にて適切に監督していきたいと考えております。

【補充原則４－２－１】
当社は、経営陣の報酬は、取締役については、毎年株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を総合的に考慮し個別の報酬額を決定しており、取締役以外の執行役員については、代表取締役が総合評価し決定しております。今後、業績や株主価値に連動するインセンティブプランの適用を検討してまいります。

【補充原則４－１１－３】
当社は、これまで取締役会の実効性について各取締役が分析・評価することはありませんでしたが、今後、事業年度毎に各取締役の自己評価も含めて取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を開示することにつきまして検討してまいります。

【原則5－2】
当社は、現時点において中期経営計画を策定・公表いたしてはおりませんが、日常のIR活動を通して、事業の活動内容や方向性に関してできるだけ具体的に分かりやすく説明するよう努めております。今後、中長期的な経営計画を策定し、具体的な経営目標についても公表していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の73原則すべてについて、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて」として、当社ウェブサイトにて公表しております。

＜コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて＞
http://www.flight-hd.co.jp/uploaded_files/ir/10450_detail.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オーチャードコーポレーション	625,504	6.61
株式会社SBI証券	215,300	2.28
片山　圭一朗	167,000	1.77
松本　隆男	159,700	1.69
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエムリ ジーエーエスビーユー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	110,000	1.16
日本証券金融株式会社	89,600	0.95
カブドットコム証券株式会社	74,100	0.78
野村證券株式会社 (常任代理人　株式会社三井住友銀行)	71,188	0.75
江平 文茂	56,300	0.60
マネックス証券株式会社	51,050	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆することはございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇田　好文	他の会社の出身者											
稲葉　俊夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇田　好文	○	―――	役員としての豊富な経験と知識を有しており、企業経営者としての高い見識と、豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、取締役に就任いたしております。また、当社との関係で一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有すると判断しており、独立役員に適任であると判断しております。
稲葉　俊夫	○	―――	長年における企業経営者としての高い見識と、豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、取締役に就任いたしております。また、当社との関係で一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有すると判断しており、独立役員に適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、会計監査は監査法人に委任しており、監査役は監査法人による監査状況（経過）及び結果の報告を随時受けており、連携して漏れのない監査機能が発揮されるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠間　龍雄	他の会社の出身者													
大島　やよい	弁護士													
大瀧　昌三	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠間　龍雄	○	―――	大手生命保険関連会社役員を歴任してきた豊富な経験と知識を活かし、客観的な見地からの監査業務が期待され監査役に就任いたしております。 また、当社との関係で一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有すると判断しており、独立役員に適任であると判断しております。
大島　やよい	○	―――	弁護士としての専門性を活かし、法令・定款の遵守及びコンプライアンス体制の構築・維持の見地からの監査業務が期待され監査役に就任いたしております。また、当社との関係で一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有すると判断しており、独立役員に適任であると判断しております。

大瀧　昌三	○	―――	長年にわたる経営者としての豊富な経験を有しており、企業統治に関するその幅広い知見から監査業務が期待され監査役に就任いたしております。また、当社との関係で一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有すると判断しており、独立役員に適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、会社業績等を勘案の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で取締役報酬総額を、事業報告の中で取締役報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、社内施設やシステムへのアクセス権限を有しており、管理担当取締役とは適時会合を開いたり、会話・メール等でタイムリーに情報共有いたしております。また、社外監査役の内1名は常勤しており、適時必要な情報は要望に応じて提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

会社の機関としては、当社は監査役制度を採用しており、監査役会を設置しております。
取締役会は5名の取締役で構成され、監査役会は3名の監査役で構成されております。
経営の監視の仕組みとしては、経営の重要な意思決定機関及び経営監視機関として取締役会を位置付けており、取締役会は毎月定期的に開催され、経営状況及び計画の進捗状況が遅滞なく把握されております。また、必要に応じて適宜臨時取締役会が招集され、経営上の意思決定及び適切な対応が迅速に行われております。
監査役3名は、取締役会及び取締役の業務執行に対し、常に厳正な監視機能を発揮しており、取締役会への出席に加え、取締役の業務執行に対して適時適正な監査が行われております。また、監査法人及び内部監査担当者1名との効果的な連携により会社業務全般にわたり漏れのない監査が実施できる体制となっております。当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、当社との間に特別な利害関係はありません。
企業統治において、社外取締役及び社外監査役には、豊富な知識と経験を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から職務を遂行することを求めております。独立性につきましては、当社と人的、資本的、取引関係等が無いことが望ましいと考えております。また、当社の事業内容や業界に精通していることも重要視しております。
社外取締役2名及び社外監査役3名は、上記の観点で人選いたしており、いずれも高い独立性があると考えております。

なお、社外監査役3名は、監査役会で策定した監査役監査計画に基づき、取締役の業務執行状況を監査いたしております。また、監査法人及び内部監査担当者1名と密接な連携をとり、監査結果に対する意見交換、改善提案等を行っております。また、会計監査人から随時報告を受け、意見交換等を行っております。

社外監査役3名につきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことより、その中の常勤監査役1名を独立役員に指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模等を前提に取締役会の適正規模や監査機能のあり方を検討した結果、迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性及び客観性を確保するため、現状の体制を採用しております。当社としては、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回株主総会後に株主向けに事業説明会を開催し、代表取締役社長による事業内容・方針・計画等の説明をいたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に短信発表直後に、アナリスト・機関投資家向けの半期決算説明会の実施と、四半期毎に、メディア向けの四半期決算説明ミーティングを開催し、代表取締役社長が自らの言葉で会社説明をしております。また、個別に随時、同じく社長が各投資家を訪問し会社説明をいたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	東証開示資料に関しては、ほぼ同時期に当社ホームページに掲載いたしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する窓口（担当者）を設置し、問い合わせ等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の存在意義・経営姿勢・行動指針・経営ビジョン・戦略指針を策定し、ステークホルダーに対する社員全員の意識の統一を図っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
社長を委員長として設置したコンプライアンス委員会の活動を通して、コンプライアンスマニュアルの周知浸透を図り、コンプライアンス体制の充実に努める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、会社が経営危機に直面したときの対応を定めたリスク管理規程に基づいたリスク管理体制を構築する。
不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に従い、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1 回定時開催するほか、必要に応じて随時に開催する。又、取締役の職務を明確にし、当該担当業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において定め実行する。

(5)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特性を踏まえつつ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
当社は、子会社・関連会社管理規程に基づき、子会社の管理を行う。
子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、派遣された監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役会と協議の上、監査役スタッフを置くものとする。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。
また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることができる。
監査役会は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
監査役会は、内部監査担当と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査担当に調査を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然と対応する。
反社会的勢力への対応について、コンプライアンスマニュアルの中の行動指針として、(ア)反社会的勢力には毅然として対応し利益供与は一切行なわないこと、(イ)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決すること、(ウ)反社会的勢力とは合法的であると否とを問わずまた名目の如何を問わず一切取引は行なわないこと、を規定しており、その周知徹底を図る。
また、コンプライアンス委員会配下のコンプライアンス推進室内に設置したホットライン受付窓口を社内外通報窓口とし、反社会的勢力排除に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.基本方針
　当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう(適時開示体制の概要(模式図))に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでまいります。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制
　情報取扱責任者は、取締役会及び経営会議での決定事実の発生、経営上重要な事実の発生及び不明瞭な観測記事等に対する正確な情報について、取締役会決議又は社長承認後、東京証券取引所及び関係報道機関へ速やかに適時開示を行います。

3.適時開示体制のモニタリング
　監査役が、取締役会等の重要な会議への出席、契約書等の重要な書類の閲覧、情報取扱責任者へのヒアリングを実施することにより適時開示体制のモニタリングを実施しています。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

当社の業務執行・経営の監視の仕組みの模式図は次のとおりであります。

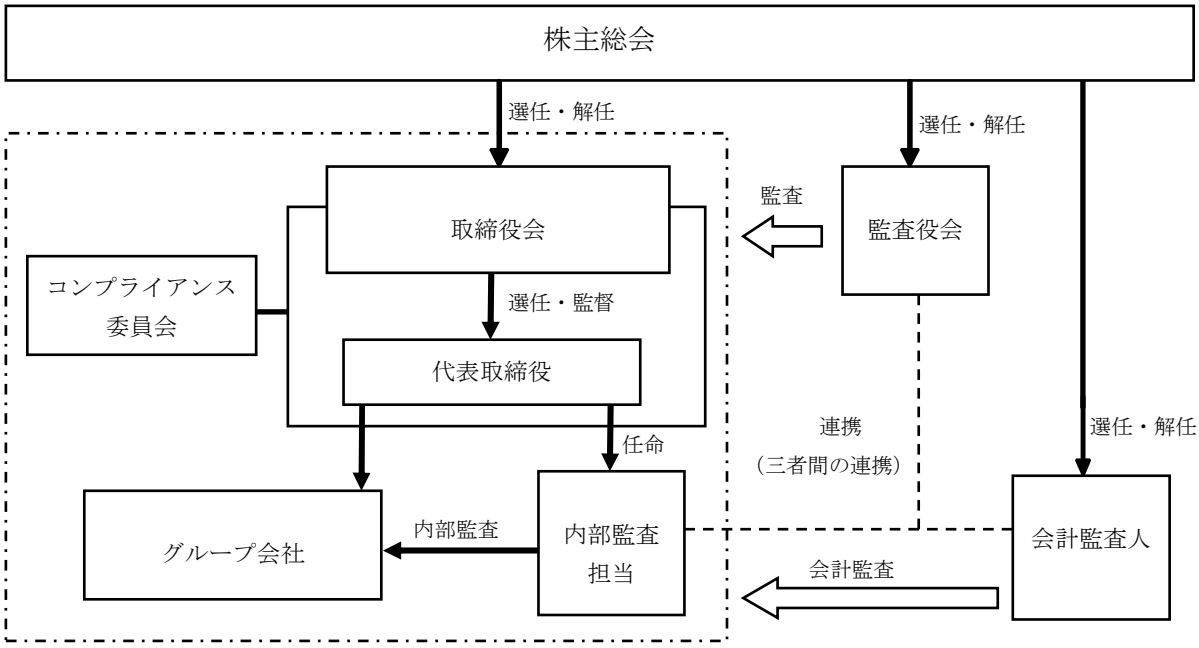

【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

